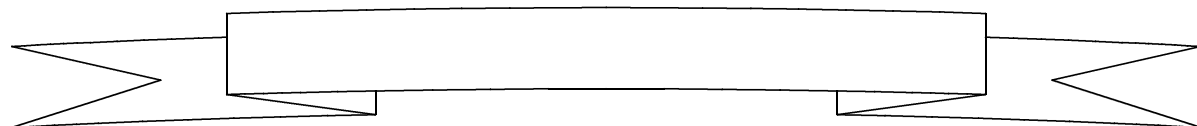


平成22年度

会計検査院
情報公開・個人情報保護審査会
年報



目 次

	頁
I 組織の概要	
1 設置と役割	1
2 委員について	2
3 調査権限及び審議の流れ	3
4 情報の提供について	6
II 平成22年度の運営状況	
1 審査会の開催実績	7
2 諮問事件の処理状況	8
3 答 申	9
・平成22年（情）諮問第1号	11
・平成22年（情）諮問第2号	14
・平成22年（情）諮問第3号	17
・平成22年（情）諮問第4号	20
III 資料編	
1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況	23
2 不服申立て、裁決及び訴訟の状況	29
3 委員の推移	32

I 組織の概要

1 設置と役割

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った行政文書の開示決定等や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に不服のある人は、その取消し又は変更を求めて不服申立てをすることができます。不服申立てを受けた会計検査院長は、原則として、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」と略称します。）に諮問し、審査会の答申を踏まえて裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての審査に当たって第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観的で合理的な解決を図ることを目的として設置されています（会計検査院法第19条の2第1項）。

そして、審査会は、上記の目的を果たすため、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」と略称します。）等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。

なお、一般の行政機関等については、内閣府に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(*) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

なお、審査会は、平成13年4月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、17年4月1日の行政機関個人情報保護法等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

2 委員について

(1) 任命

審査会の委員は3人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

(会計検査院法第19条の2第2項、第3項、第19条の3第1項)

(2) 任期

委員の任期は3年で、再任されることができます。

(会計検査院法第19条の3第4項、第5項)

(3) 義務

委員には、次のような義務があります。

- ① 職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- ② 在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会計検査院法第19条の3第8項、第9項)

(4) 22年度の委員

会 長	小木曾 国 隆	公証人
会長代理	早 坂 禮 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学法経学部教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名：22年4月21日

3 調査権限及び審議の流れ

(1) 審査会の調査権限

① インカメラ審理

原処分庁（会計検査院長から委任を受けた事務総長）が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定に係る行政文書等について提示を求めて見分すること（インカメラ審理）ができるとされており、諮問庁（会計検査院長）は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならないとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対して当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています（準用審査会設置法第9条第1項及び第2項）。

審査会では、不服申立事件の調査審議に当たっては、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

② ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような不服申立事件については、不開示等とされた文書又は情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、不服申立事件の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。

このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるとされています（準用審査会設置法第9条第3項）。

③ その他の調査権限

審査会は、不服申立人、参加人（不服申立てに参加することを認められた利害関係人）又は諮問庁（以下、これらを合わせて「不服申立人等」という。）に対し、意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させたり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされています。

ます（準用審査会設置法第9条第4項）。

審査会では、調査審議を行うに当たって不服申立人等に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗に応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

（2）不服申立人等の権利の保護

① 口頭意見陳述の申立て

不服申立人等は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならぬとされています（準用審査会設置法第10条）。

② 意見書等の閲覧・提出

不服申立人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出しなければなりません（準用審査会設置法第11条）。

また、不服申立人等は、審査会に対し、他の当事者が提出した意見書等の閲覧を求めることができ、審査会は第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています（準用審査会設置法第13条）。これは、不服申立ての当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、審査会では、意見書等の閲覧を認める場合には、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、原則として、閲覧に供することに代えてその写しを交付することとしています。

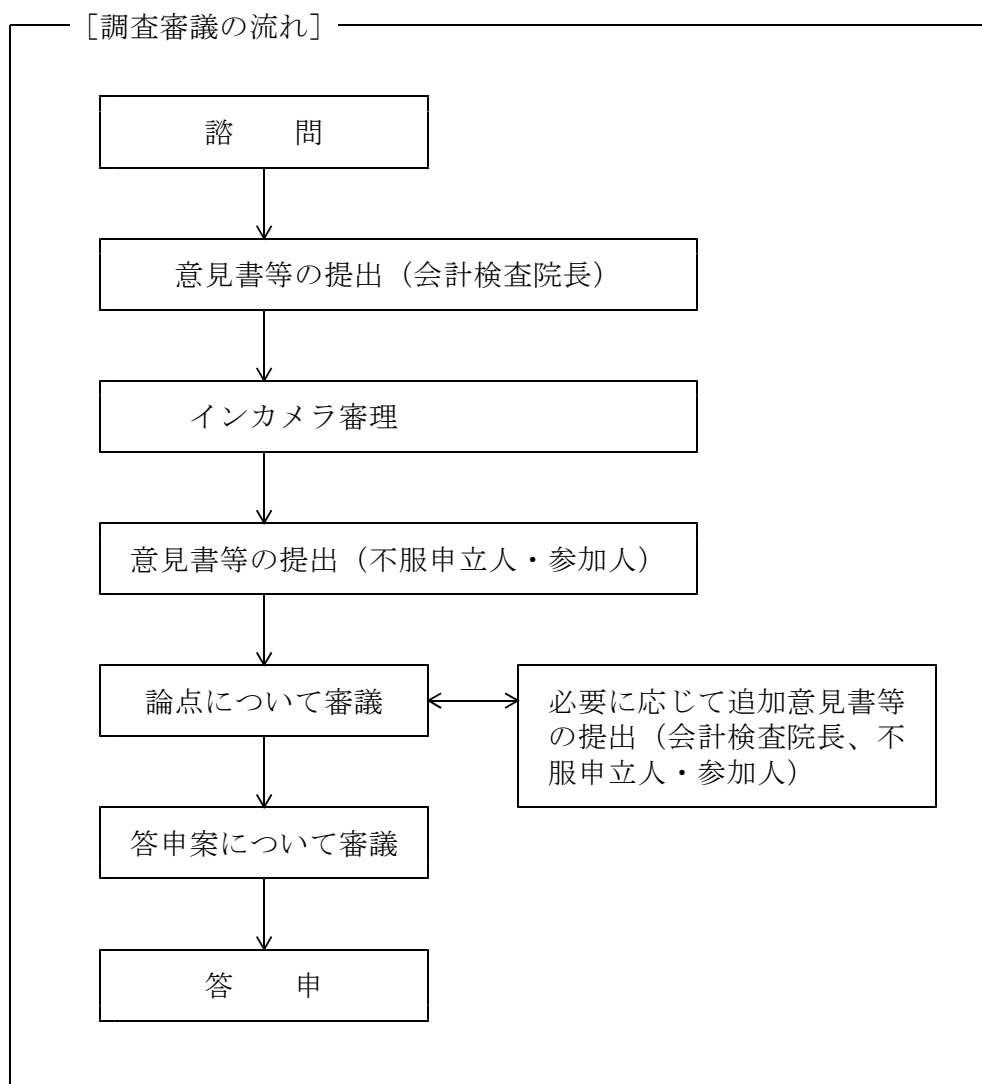
（3）指名委員による調査

提示された行政文書等の見分、口頭意見陳述の聴取等の調査は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています（準用審査会設置法第12条）。この規定により、遠方に居住する不服申立人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会の場で報告して委員全員で審議するなどということもできることになっています。

(4) 基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会では、前記のようなインカメラ審理等の調査権限に基づいて行う調査や不服申立人等からの意見書等の提出・説明などにより、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続きの基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の諮問事件に即した調査審議の手続きは、事件の内容により異なります。



4 情報の提供について

審査会では、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。

これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

	内 容	公表時期	公表の方法
開催記録	会議の開催日時、場所、出席委員、議事の項目、その他必要な事項	審査会開催後	会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
答 申	準用審査会設置法第16条の規定により公表することとされている答申の内容	答申後	報道機関への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
年 報	会議の開催実績、諮問の処理状況、年度内に行われた答申などの活動状況	毎年度	関係者への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載

(※) 会計検査院のウェブサイトのURLは次のとおりです。

<http://www.jbaudit.go.jp/>

Ⅱ 平成22年度の運営状況

1 審査会の開催実績

平成22年度の開催回数は4回で、開催日、主な議事内容等については表1のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

表1 審査会の開催実績

	開催日	主な議事内容
第103回	平成22年 4月21日	会長の互選、会長代理の指名
第104回	9月15日	1. 平成22年（情）諮問第1号〔会計検査院事務総長が平成21年11月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件〕… 審議 2. 平成22年（情）諮問第2号〔会計検査院事務総長が平成22年3月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件〕… 審議
第105回	12月2日	1. 平成22年（情）諮問第2号… 審議 2. 平成22年（情）諮問第3号〔会計検査院事務総長が平成22年7月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件〕… 審議 3. 平成22年（情）諮問第4号〔会計検査院事務総長が平成22年8月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件〕… 審議
第106回	平成23年 2月3日	平成22年（情）諮問第4号… 審議

2 諮問事件の処理状況

平成22年度においては、情報公開関係の4件が審査会に諮問されました。諮問事件の同年度末現在の処理状況は表2のとおりとなっています。

表2 諮問事件の処理状況
〈情報公開関係〉

単位：件

諮問件数	22年度における答申件数	答 申 区 分			22年度における取下げ件数	22年度末現在の処理中の件数
		諮問庁の判断は妥当でない	諮問庁の判断は一部妥当でない	諮問庁の判断は妥当		
		4	4	0		

〈個人情報保護関係〉

該当なし

3 答 申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、不服申立人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、一般に対しては答申の内容（答申から個人情報等を除いたもの）を公表しています（準用審査会設置法第16条）。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、不服申立てに対する裁決を行います。会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨に鑑み、当然これを尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力をもった理由を対外的に明らかにすることが實際上必要になると考えられます。

審査会では、平成22年度に、表3のとおり、情報公開関係4件の答申を行いました。

各答申の内容は13頁以降のとおりとなっています（各答申の掲載頁は表3参照）。

表3 答申の状況等

〈情報公開関係〉

諮問 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考)裁決等の状況	
					裁決日	裁決
平成 22年 (情) 諮問 第1 号	22. 6. 22 22. 9. 16	会計検査院事務総長が平成21年11月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	11	22. 10. 13	申立て棄却（答申と同様）
平成 22年 (情) 諮問 第2 号	22. 8. 20 22. 12. 3	会計検査院事務総長が平成22年3月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	14	不服申立ての取下げ	

諮問 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考)裁決等の状況	
					裁決日	裁決
平成 22年 (情) 諮問 第3号	22.10.14 22.12.3	会計検査院事務総長が平成22年7月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	17		不服申立ての取下げ
平成 22年 (情) 諮問 第4号	22.11.17 23.2.4	会計検査院事務総長が平成22年8月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	20		不服申立ての取下げ

(注) 平成22年(情)諮問第2号、同第3号、同第4号は、答申後に不服申立てが取り下げられている。

諮問事件：

諮問番号：平成22年（情）諮問第1号

事件名：会計検査院事務総長が平成21年11月に特定番号で受け付けた
行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成22年 6月22日

答申日：平成22年 9月16日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院事務総長が平成21年11月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に係る文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成22年4月22日付け220普第79号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の判読可能な部分の記載からは不明である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁から提出された諮問書によると、不開示決定の経緯は以下のとおりである。

1 第1回補正の求め

審査請求人は、処分庁に対し、平成21年11月16日付けで開示請求を行った。

しかし、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄及び補正書（21年12月9日付け会計検査院事務総長あて）に記載された内容には判読不能の部分があり、判読可能な部分についても当該開示請求に係る行政文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）相当額の収入印紙が貼付されていなかった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、21年12月24日付けで、相当の期間（15日）を定めた上、次の①ないし③のとおり開示請求書の補正の求めを行った。

- ① 開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄等に記載されていると解される文字を想定して処分庁が清書した記載内容に誤りがあれば加筆・修正し、判読不能な部分について追記すること。
- ② 当該開示請求に係る行政文書の特定に役立つ具体的な情報（行政文書の名称、種類、作成時期等）を提供すること。
- ③ 書面による開示請求である本件については、少なくとも開示請求書1通につき300円の収入印紙の貼付が必要であるため、収入印紙を送付すること。

2 第2回補正の求め

上記の第1回補正の求めに対し、審査請求人から、22年1月8日付けで、「補正書」と読み取れる文書（以下「再補正書」という。）の提出があったものの、再補正書に記載された内容にも判読不能の部分があり、判読可能な部分についても本件開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙の送付がなかった。

このため、処分庁は、審査請求人に対し、22年3月24日付けで、相当の期間（14日）を定めた上、開示請求書、補正書及び再補正書について、前記①ないし③と同様の内容の補正の求めを行った。

しかし、上記の第2回補正の求めに対し、審査請求人から処分庁が指定した期日までに回答がなかった。このため、処分庁は、再補正書をもってしても、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄等の記載内容では、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であること、また、指定した期日までに開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成22年4月22日付け220普第79号）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成22年 5月11日 審査請求人から意見書の收受
- ② 同年 6月 3日 審査請求人から追加意見書の收受
- ③ 同年 6月22日 諮問書の收受
- ④ 同年 9月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、当審査会において、処分庁あてに送付された開示請求書について確認したところ、開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容、審査請求人の提出した補正書等の内容からでは、開示請求に係る文書を特定するには至らないものと認められる。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求手数料の納付、開示請求書、補正書及び再補正書に記載されていると解される請求内容の確認、判読不能の部分の追記及び行政文書の特定に役立つ具体的な情報の提供等を内容とする補正の求めを行っており、補正の求めはいずれも情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禮 子

委員 大 塚 成 男

諮問事件：

諮問番号：平成22年（情）諮問第2号

事件名：会計検査院事務総長が平成22年3月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成22年 8月20日

答申日：平成22年12月 3日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院事務総長が平成22年3月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に係る文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成22年6月4日付け220普第127号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等によると、「口頭による意見陳述聴取を求める」などの記載があるが、具体的な理由は不明である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁から提出された諮問書によると、不開示決定の経緯は以下のとおりである。

審査請求人は、処分庁に対し、平成22年3月10日付けで開示請求を行った。

しかし、開示請求書には、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）相当額の収入印紙が貼付されておらず、また、「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容では、当該開示請求に係る文書を特定するに至らなかった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、22年4月3

0日付けで、相当の期間（14日）を定めた上、次の①及び②のとおり開示請求書の補正の求めを行った。

- ① 書面による開示請求である本件については、少なくとも開示請求書1通につき300円の収入印紙の貼付が必要であるため、収入印紙を送付すること。
- ② 当該開示請求に係る文書の特定に役立つ具体的な情報（行政文書の名称、種類、作成時期等）を提供すること。

上記の補正の求めに対し、審査請求人から、22年5月7日付けで、回答文書（以下「補正書」という。）の提出があったものの、補正書に記載された内容でも本件開示請求に係る文書を特定するには至らず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙の送付がなかった。

このため、処分庁は、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄等の記載内容では、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であること、また、指定した期日までに開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成22年6月4日付け220普第127号）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成22年 8月20日 諮問書の收受
- ② 同年 9月15日 審議
- ③ 同年12月 2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、当審査会において、処分庁あてに送付された開示請求書について確認したところ、開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容及び審査請求人の提出した補正書の内容からでは、開示請求に係る文書を特定するには至らないものと認められる。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求手数料の納付、行政文書の特定に役立つ具体的な情報の提供等を内容とする補正の求めを行っており、これは情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禧 子

委員 大 塚 成 男

諮問事件：

諮問番号：平成22年（情）諮問第3号

事件名：会計検査院事務総長が平成22年7月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成22年10月14日

答申日：平成22年12月3日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院事務総長が平成22年7月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に係る文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成22年8月20日付け220普第186号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等によると、「口頭による意見陳述を求める」などの記載があるが、具体的な理由は不明である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁から提出された諮問書によると、不開示決定の経緯は以下のとおりである。

審査請求人は、処分庁に対し、平成22年7月5日付けで開示請求を行った。

しかし、開示請求書には、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）相当額の収入印紙が貼付されておらず、また、「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容では、当該開示請求に係る文書を特定することが困難であった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、22年7月1

5日付けで、相当の期間（14日）を定めた上、次の①及び②のとおり開示請求書の補正の求めを行った。

- ① 書面による開示請求である本件については、少なくとも開示請求書1通につき300円の収入印紙の貼付が必要であるため、収入印紙を送付すること。
- ② 開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載されていると解される文字を想定して処分庁が清書した記載内容に誤り等があれば加筆・修正等を行うこと。
- ③ 当該開示請求に係る文書の特定に役立つ具体的な情報（行政文書の名称、種類、作成時期等）を提供すること。

しかし、処分庁の指定した期日までに、上記の補正の求めに対する審査請求人からの回答はなかった。

このため、処分庁は、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載内容では、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であること、また、開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成22年8月20日付け220普第186号）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成22年10月14日 諮問書の收受
- ② 同年12月 2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、当審査会において、処分庁あてに送付された開示請求書について確認したところ、開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容からは、当該開示請求に係る文書を特定することは困難であることから、行政文書の特定に役立つ具体的な情報の提供を依頼したが、処分庁による請求内容の確認の求めに対して審査請求人は全く応じていないため、開示請求に係る文書を特定するには至らないものと認められる。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は

妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求手数料の納付、行政文書の特定に役立つ具体的な情報の提供等を内容とする補正の求めを行っており、これは情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禧 子

委員 大 塚 成 男

諮問番号：平成22年（情）諮問第4号

事件名：会計検査院事務総長が平成22年8月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成22年11月17日

答申番号：答申（情）第53号

答申日：平成23年 2月 4日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院事務総長が平成22年8月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に係る文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成22年10月7日付け220普第228号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等によると、「口頭意見聴取を求める」などの記載があるが、具体的な理由は不明である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁から提出された諮問書によると、不開示決定の経緯は以下のとおりである。

審査請求人は、処分庁に対し、平成22年8月2日付けで開示請求を行った。

しかし、開示請求書には、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）相当額の収入印紙が貼付されておらず、また、「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容では、当該開示請求に係る文書を特定することが困難であった。

このため、処分庁は、この開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、22年8月27日付けで、相当の期間（14日）を定めた上、次の①及び②のとおり開

示請求書の補正の求めを行った。

- ① 書面による開示請求である本件については、少なくとも開示請求書1通につき300円の収入印紙の貼付が必要であるため、収入印紙を送付すること。
- ② 当該開示請求に係る文書の特定に役立つ具体的な情報（行政文書の名称、種類、作成時期等）を提供すること。

しかし、処分庁の指定した期日までに、上記の補正の求めに対する審査請求人からの回答はなかった。

このため、処分庁は、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載内容では、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であること、また、開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成22年10月7日付け220普第228号）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成22年11月17日 諮問書の收受
- ② 同年12月2日 審議
- ③ 平成23年2月3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、当審査会において、処分庁あてに送付された開示請求書について確認したところ、開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容からは当該開示請求に係る文書を特定することは困難であることから、処分庁は行政文書の特定に役立つ具体的な情報の提供という補正の求めを行ったが、審査請求人は全く応じていないため、開示請求に係る文書を特定するには至らないものと認められる。

したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、相当の期間を定めて開示請求手数料の

納付、行政文書の特定に役立つ具体的な情報の提供等を内容とする補正の求めを行っており、これは情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 早 坂 禧 子

委員 大 塚 成 男

III 資 料 編

1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況

表1 開示請求等の受付等の件数

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	開 示 請 求	移 送 受	計
平成13年度	215	7	222
平成14年度	55	6	61
平成15年度	53	5	58
平成16年度	108	6	114
平成17年度	67	9	76
平成18年度	71	12	83
平成19年度	26	17	43
平成20年度	46	10	56
平成21年度	27	10	37
平成22年度	16	4	20

(注) 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。ただし、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。

(参考) 上記表の平成22年度月別内訳

単位：件

月	開 示 請 求	移 送 受	計
平成22年4月	0	3	3
5月	1	0	1
6月	0	1	1
7月	5	0	5
8月	1	0	1
9月	0	0	0
10月	2	0	2
11月	0	0	0
12月	3	0	3
平成23年1月	4	0	4
2月	0	0	0
3月	0	0	0

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	開示請求	移送受	計
平成17年度	0	0	0
平成18年度	0	0	0
平成19年度	32	0	32
平成20年度	2	0	2
平成21年度	4	0	4
平成22年度	17	0	17

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。ただし、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。
 2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

(参考) 上記表の平成22年度月別内訳

単位：件

月	開示請求	移送受	計
平成22年4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	0	0	0
11月	7	0	7
12月	0	0	0
平成23年1月	0	0	0
2月	10	0	10
3月	0	0	0

表2 開示請求等の処理状況

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	要処理件数	処 理 済	移 送	取 下 げ	次年度持越し
平成13年度	222	175	40	7	0
平成14年度	61	56	2	0	3
平成15年度	61	52	8	0	1
平成16年度	115	85	23	0	7
平成17年度	83	75	4	3	1
平成18年度	84	69	1	0	14
平成19年度	57	39	4	0	14
平成20年度	70	62	7	0	1
平成21年度	38	28	2	0	8
平成22年度	28	25	2	0	1

(注) 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	要処理件数	処 理 済	移 送	取 下 げ	次年度持越し
平成17年度	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0
平成19年度	32	24	0	0	8
平成20年度	10	10	0	0	0
平成21年度	4	0	0	0	4
平成22年度	21	21	0	0	0

(注) 1 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。
 2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表3 開示決定等の件数（決定内容区分別）

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	開示決定		不開示決定	合 計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開 示	部 分 開 示			不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成13年度	7	113	24	144	118	21	0	0
平成14年度	13	27	4	44	31	0	0	0
平成15年度	9	26	10	45	33	3	3	0
平成16年度	3	35	10	48	36	7	2	0
平成17年度	6	30	5	41	35	0	0	0
平成18年度	5	40	6	51	45	1	0	0
平成19年度	2	12	14	28	24	0	0	2
平成20年度	4	18	26	48	27	6	3	8
平成21年度	4	9	6	19	10	4	0	1
平成22年度	2	16	7	25	18	0	0	5

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件としているため、表2の処理済件数とは一致しない。
 2 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は開示決定等の件数の合計とは一致しない。

(参考) 上記表の平成22年度四半期別内訳

単位：件

四半期	開示決定		不開示決定	合 計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開 示	部 分 開 示			不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成22年4～6月期	2	8	2	12	8	0	0	2
7～9月期	0	3	2	5	4	0	0	1
10～12月期	0	1	2	3	1	0	0	2
平成23年1～3月期	0	4	1	5	5	0	0	0

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	開示決定		不開示決定	合 計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
	開 示	部 分 開 示			不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	4	4	0	0	0	4
平成20年度	0	0	3	3	0	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	6	4	1	11	4	1	0	0

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件としているため、表2の処理済件数とは一致しない。
2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

(参考) 上記表の平成22年度四半期別内訳

単位：件

四半期	開示決定		不開示決定	合 計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
	開 示	部 分 開 示			不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成22年4～6月期	0	2	0	2	2	0	0	0
7～9月期	0	0	0	0	0	0	0	0
10～12月期	0	0	1	1	0	1	0	0
平成23年1～3月期	6	2	0	8	2	0	0	0

表4 開示決定等の件数（処理期間区分別）

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	合 計
平成13年度	118	26	0	144
平成14年度	32	11	1	44
平成15年度	39	4	2	45
平成16年度	33	7	8	48
平成17年度	31	1	9	41
平成18年度	24	11	16	51
平成19年度	12	3	13	28
平成20年度	34	10	4	48
平成21年度	15	1	3	19
平成22年度	13	6	6	25

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件としているため、表2の処理済件数とは一致しない。

2 「延長（30日）」欄は、行政機関情報公開法第10条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。ただし、平成22年度6件のうち1件は、行政機関情報公開法第10条第2項に基づく延長を行わずに、延長することができる期間内に開示決定等を行ったものである。

3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	合 計
平成17年度	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	4
平成20年度	3	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0
平成22年度	11	0	0	0

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件としているため、表2の処理済件数とは一致しない。

2 「延長（30日）」欄は、行政機関個人情報保護法第19条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。

3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関個人情報保護法第20条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。

4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

2 不服申立て、裁決及び訴訟の状況

表5 不服申立ての状況

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	不服申立て 件 数	処 理 状 況					
		却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	未 済
平成13年度	10	0	1	0	0	0	9
平成14年度	16	0	0	5	0	0	11
平成15年度	24	0	3	1	0	0	20
平成16年度	20	0	6	4	0	0	10
平成17年度	14	4	4	2	0	0	4
平成18年度	10	0	3	3	0	0	4
平成19年度	10	0	1	0	0	0	9
平成20年度	15	0	8	0	0	0	7
平成21年度	8	0	4	4	0	0	0
平成22年度	4	0	1	0	0	3	0

- (注) 1 不服申立て件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。
 2 処理が未済となっているのは、各年度末において、処理方針・諮問の要否等の検討中、諮問の準備中、審査会に諮問中、裁決の準備中等のものである。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	不服申立て 件 数	処 理 状 況					
		却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	未 済
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	0	0	0	4
平成20年度	10	4	6	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 不服申立て件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。
 2 処理が未済となっているのは、平成19年度末において、審査会に諮問中又は裁決の準備中のものである。

表6 審査会における処理状況

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	諮 問 件 数	答申件数	答 申 区 分			取 下 げ 件 数	各 年 度 在 理 件 末 現 処 理 中 の 数
			諮 問 庁 の 判 断 は 妥 当 で な い	諮 問 庁 の 判 断 部 妥 な 当 一 で い	諮 問 庁 の 判 断 は 妥 当		
平成13年度	10	1	0	0	1	0	9
平成14年度	16	6	0	5	1	0	10
平成15年度	19	11	0	5	6	0	8
平成16年度	8	4	0	0	4	0	4
平成17年度	8	4	0	2	2	0	4
平成18年度	10	6	0	3	3	0	4
平成19年度	10	3	0	0	3	0	7
平成20年度	13	6	0	0	6	0	7
平成21年度	8	8	0	4	4	0	0
平成22年度	4	4	0	0	4	0	0

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	諮 問 件 数	答申件数	答 申 区 分			取 下 げ 件 数	各 年 度 在 理 件 末 現 処 理 中 の 数
			諮 問 庁 の 判 断 は 妥 当 で な い	諮 問 庁 の 判 断 部 妥 な 当 一 で い	諮 問 庁 の 判 断 は 妥 当		
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	2	0	0	2	0	2
平成20年度	4	4	0	0	4	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

表7 不服申立てに対する裁決の状況

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度 (平成)	裁 決 の 件 数	審査会に諮問しないで 裁決を行ったもの				審査会に諮問し、答申を受けて 裁決を行ったもの				
		申 立 て 認 容	申 立 て 却 却	申 立 て 下 下	その他	申 立 て 棄 却	申 立 て 認 容	申 立 て 一 認	申 立 て 部 容	う ち 答 申 と 異 なる 行 った も の
13年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
14年度	5	0	0	0	0	5	0	0	5	0
15年度	4	0	0	0	0	4	3	0	1	0
16年度	10	0	0	0	0	10	6	0	4	0
17年度	10	4	0	4	0	6	4	0	2	0
18年度	6	0	0	0	0	6	3	0	3	0
19年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
20年度	8	0	0	0	0	8	8	0	0	0
21年度	8	0	0	0	0	8	4	0	4	0
22年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0

(注) 1 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」のうち「その他」は、不作為に対する審査請求等である。

2 「平成22年度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報」Ⅱ2「(参考) 諮問事件の処理状況の推移」の「答申件数」と、表6の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの、裁決の準備中のもの又は答申後に審査請求が取り下げられたものである。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度 (平成)	裁 決 の 件 数	審査会に諮問しないで 裁決を行ったもの				審査会に諮問し、答申を受けて 裁決を行ったもの				
		申 立 て 認 容	申 立 て 却 却	申 立 て 下 下	その他	申 立 て 棄 却	申 立 て 認 容	申 立 て 一 認	申 立 て 部 容	う ち 答 申 と 異 なる 行 った も の
17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年度	10	4	0	4	0	6	6	0	0	0
21年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」のうち「その他」は、不作為に対する審査請求等である。

2 「平成22年度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報」Ⅱ2「(参考) 諮問事件の処理状況の推移」の「答申件数」と、表6の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの又は裁決の準備中のものである。

○ 訴訟の状況

情報公開関係、個人情報保護関係とも該当なし

3 委員の推移

第4期審査会委員（平成22年4月1日～25年3月31日）

会 長	小木曾 国 隆	公証人
会長代理	早 坂 禎 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学法経学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：22年4月21日

第3期審査会委員（平成19年4月1日～22年3月31日）

会 長	小木曾 国 隆	公証人
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禎 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：19年4月23日

第2期審査会委員（平成16年4月1日～19年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禎 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：16年4月12日

第1期審査会委員（平成13年4月1日～16年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	隅 田 一 豊	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委 員	五 代 利 矢子	評論家

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：13年4月13日

（注） 各委員の本務は、任命時のものである。